

新宿区教育委員会会議録

令和3年第8回定例会

令和3年8月6日

新宿区教育委員会

令和3年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和3年8月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時22分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|-------|---------|----------|-----------|
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | 教育長職務代理者 | 古 笛 恵 子 |
| 委 員 | 星 野 洋 | 委 員 | 山 下 浩 一 郎 |
| 委 員 | 今 野 雅 裕 | 委 員 | 年 綱 和 代 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 次 長 | 菅 野 秀 昭 | 中 央 図 書 館 長 | 中 山 浩 |
| 教 育 調 整 課 長 | 齊 藤 正 之 | 教 育 指 導 課 長 | 荒 井 亮 宏 |
| 教 育 支 援 課 長 | 内 野 桂 子 | 学 校 運 営 課 長 | 広 瀬 岳 平 |
| 統 括 指 導 主 事 | 北 中 啓 勝 | 統 括 指 導 主 事 | 大 川 直 樹 |
| 統 括 指 導 主 事 | 波 多 江 誠 | | |

書記

| | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 教 育 調 整 課 主 査 | 芳 賀 祐 子 | 教 育 調 整 課 係 長 | 国 分 克 行 |
|---------------|---------|---------------|---------|

議事日程

議案

日程第1 第29号議案 令和4年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

日程第2 第30号議案 令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書（「社会科 歴史的
分野」）の採択について

日程第3 第31号議案 令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

日程第4 第32号議案 令和4年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中
学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択につい
て

日程第5 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
改正について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和3年新宿区教育委員会第8回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いします。

○今野委員 はい、わかりました。

○教育長 本日は、「日程第1 第29号議案 令和4年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、「日程第2 第30号議案 令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書（「社会科 歴史的分野」）の採択について」、「日程第3 第31号議案 令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、「日程第4 第32号議案 令和4年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、「日程第5 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本日の進行につきましては、第29号議案から第33号議案について、1件ずつ説明を受け、審議するものとします。

まず初めに、議案の説明を受ける前に、今回の教科書採択の経過について、私からお話をさせていただきます。

今年度は、令和4年度に使用する区立中学校の教科用図書について、新たに1社から教科用図書が発行されることとなった「社会科 歴史的分野」の1種目についてのみ、教科用図書を採択するため、候補の絞り込みを行いました。

今回の採択に当たっては、第4回臨時会で御説明したとおり、教科書展示会を、区役所では5月27日、教育センターでは6月1日を開始日とし、いずれの会場においても6月10日まで特別展示を実施しました。

また、6月11日から6月30日まで、特別展示と同じ会場において法定展示を実施いたしました。

会場でのアンケートについては、3件の御意見をお寄せいただきました。教育委員会として、心から御礼を申し上げます。

次に、議案の取りまとめまでの経過について御説明いたします。

区立中学校で使用する「社会科 歴史的分野」の教科用図書の採択について、当委員会は教科用図書検討委員会において、全ての「社会科 歴史的分野」の教科用図書について、内容の検討・協議を行いました。

次いで、教科用図書を専門的に調査する教科用図書調査委員会において、全ての「社会科 歴史的分野」の教科用図書について調査し、調査資料を作成しました。

そして、教科用図書調査委員会及び教科用図書検討委員会における検討内容について、7月21日に説明を受けました。

その上で、当委員会は「社会科 歴史的分野」の教科用図書について、7月21日に、生徒及び学校の実情に十分配慮し、公平・公正に討議、検討を行いました。

そして、「社会科 歴史的分野」の教科用図書について、5人の委員と私からそれぞれ意見を述べ、1種への絞り込みを行うことができました。

この結果を議案としてまとめることをご諮りしまして、本日の議案の提案に至っております。

◎ 第29号議案 令和4年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

○教育長 それでは、まずは令和元年度に絞り込みを行った小学校教科用図書からになります。第29号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第29号議案「令和4年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、御説明いたします。

本議案は、令和4年度に使用する小学校教科用図書について、引き続き令和元年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、令和元年度に採択したものと同一となる教科用図書の種目及び発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。

令和4年度に使用する小学校教科用図書については、令和元年度に採択したものと同一の教科用図書についての3年目の採択となります。

第29号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭

和38年法律第182号)第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用される教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第29号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第29号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第29号議案の決定をもって、令和4年度に新宿区立小学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

◎ **第30号議案 令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書（「社会科 歴史的分野」）の採択について**

○**教育長** 次に、第30号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○**教育調整課長** それでは、第30号議案「令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書（「社会科 歴史的分野」）の採択について」、御説明いたします。

本議案は、教育長からお話しがございましたように、採択の候補となる教科用図書を1社に絞り込んだ理由等を議案としてまとめたものでございます。

議案の2枚目と3枚目は、採択の候補となる教科用図書の発行者名と絞り込み理由等を記載したものでございます。

なお、本議案で採択する教科用図書の使用期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間となります。

内容につきましては、教育指導課長から説明させていただきます。

○**教育指導課長** 「社会科 歴史的分野」、発行者東京書籍の絞り込み理由についてお話しさせていただきます。

バランスや構成、対話を増やす工夫が随所にあることや、写真の解像度のよさもあり、他社と比較しても使いやすいこと。

用語解説がわかりやすく、小学校とのつながりや、興味・関心を引く題材が多く、工夫が

見られること。

資料からの読み取りなどには、理解を深め、探究的な学びへと結びつく仕掛けが多いこと。

以上が絞り込み理由でございます。

○**教育調整課長** 第30号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書（「社会科 歴史的分野」）を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第30号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

◎ 第31号議案 令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

○**教育長** 次に、第31号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、第31号議案「令和4年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、御説明いたします。

本議案は、令和4年度に使用する中学校教科用図書のうち、「社会科 歴史的分野」を除く全ての教科について、引き続き、令和2年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、令和2年度に採択したものと同一となる採択候補の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。

令和4年度に使用する中学校教科用図書については、令和2年度に採択したものと同一の教科用図書についての2年目の採択となります。

また、「社会科 歴史的分野」の教科用図書につきましては、先ほどの第30号議案において採択することから、第31号議案からは除いております。

第31号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第31号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 第31号議案は原案のとおり決定いたしました。

第30号議案及び第31号議案の決定をもって、令和4年度に新宿区立中学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

◎ **第32号議案** 令和4年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○**教育長** 次に、第32号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○**教育調整課長** それでは、第32号議案「令和4年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」、御説明いたします。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面を御覧ください。

こちらは、文部科学省検定済教科書の採択候補の一覧となっております。区立特別支援学校並びに区立小・中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書については、区立小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされています。こちらの一覧は、区立小・中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

次に、文部科学省著作教科書についてです。議案の5枚目と6枚目の裏面を御覧ください。文部科学省著作教科書の一覧でございます。

次に、一般図書についてです。

小学校、中学校及び特別支援学校においては、検定済の教科用図書、または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務付けられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとされております。

この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが一般図書です。

議案の8枚目以降が、東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。

また、この議案の最後の2枚が、一般図書のうち拡大教科書の一覧です。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は、毎年度、種目ごとに採択することとされております。

文部科学省著作教科書については、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用全てを、一般図書については、東京都教育委員会から出された特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書と、第29号議案、第30号議案、第31号議案で採択していただく教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものです。

採択に当たっては、文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会から、7月5日に教育委員会宛てに報告が出されています。

なお、各学校が使用する一般図書については、各学校に対し事前に希望調査を行いました。が、東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はありませんでしたので、一般図書調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はありませんでした。

この検討委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について検討した結果、その全てについて使用が適当であるとの報告をいただいています。

第32号議案の提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第32号議案について御意見、御質問がありましたら、お願い

いたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第32号議案は原案のとおり決定いたしました。

◎ 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改
正について

○教育長 次に、第33号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第33号議案「新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に合わせて、区の介護補償の額につきましても同様の改正を行うものでございます。

議案の新旧対照表を御覧ください。

こちらは、介護補償を規定しております第13条につきまして、下線引きの部分が今回の改正箇所となっているものでございます。

まず、介護補償の額の改正についてです。第2項第1号では、現行の16万6,950円が、改正後は17万1,650円となり、4,700円の増、第2号では、現行の7万2,990円が7万3,090円となり、100円の増、第3号では、現行の8万3,480円が8万5,780円となり、2,300円の増と、それぞれ増額をしているものでございます。

第4号につきましては、算定における端数処理の結果、介護補償の額は据え置きとなっております。

なお、今回、金額を増額している理由といたしましては、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給の見直しや、最低賃金の全国加重平均額の上昇により、介護補償の額が引き上げられたことによるものでございます。

次に、附則です。

施行期日は、令和3年11月1日でございます。

なお、経過措置といたしまして、介護補償の増額改定につきましては、遡及適用することとし、現時点において、公務災害補償を受けている者がいないことから、遡及適用日は、令和3年8月1日とするものでございます。

また、改正前の条例により支給されている場合、その支給された介護補償は改正後の条例による介護補償の内払いとみなすものでございます。

第33号議案の提案理由です。都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（東京都条例第61号）の施行に伴い、介護補償の額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第33号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第33号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時22分閉会